

# 火災・警戒統計



キミと一緒に、育っていきたい。

# Komaki

# 火災統計 (令和7年中)

## 火災件数

火災件数は39件で、前年と比べ2件の減少となりました。

火災件数を種別ごとにみますと、建物火災21件（53.8%）、車両火災6件（15.4%）、その他火災12件（30.8%）でした。

## 火災原因

出火原因別にみますと、「たばこ」が5件（12.8%）と最も多く、続いて「電気機器」が4件（10.3%）となりました。

「たばこ」、「電気機器」による火災が多く発生していることから、たばこについては火気の取扱い及び火の始末、電気機器等についてはコンセントにほこりが溜まっていないか、過度なたこ足配線をしていないかなど、各家庭・職場において防火点検を行い、火災発生を未然に防ぐことが必要です。

## 火災による損害及び死者・負傷者

火災による損害額は156,717千円で、前年と比べ91,868千円の増加となりました。

火災による死者は1人であり、住宅火災により発生しています。負傷者は前年より5人減少の4人となっています。内訳は建物火災で3人、その他火災で1人、そのうち住宅火災が1人でした。

## 住宅用火災警報器の設置促進

住宅火災8件のうち、住宅用火災警報器を設置されている住宅は2件で、負傷者、死者ともに発生していません。住宅用火災警報器を設置していなかった住宅は4件で死者は発生していませんが、負傷者が1人発生しています。残りの2件は共同住宅で自動火災報知設備が設置されており、負傷者は発生していませんが死者が1人発生しています。

住宅火災での逃げ遅れによる死者の発生を防ぐためには住宅用火災警報器の設置が必要です。

平成20年からすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられており、一般家庭の防火査察、防火広報など、あらゆる機会を捉え、普及啓発活動を実施しています。

そして本市では住宅用火災警報器の設置が困難な世帯を対象に、消防職員が代わりに取付けを行う「住宅用火災警報器の取付け等支援事業」を令和元年10月末から実施しています。